熊本県監査委員公告第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和3年(2021年)10月27日から令和4年(2022年)2月2日までの間に実施した財政援助団体等の監査の結果に基づき講じた措置について、熊本県知事及び熊本県教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年(2022年)8月4日

熊本県監査委員藤井一恵同方市市市市中京市市

監査対象団体 (所管課)	監査の結果	措置状況等
学校法人有明学園(私学振興課)	(授業料等減免に伴う還付に 一段業料等減免補助金の対かた入い。 一段業料等減免補助金のがかた。 一段業料等減免を還付している。 一般で表別をでは、 一般で表別をでは、 一般で表別をでは、 一般で表別では、 一般で表別では、 一般で表別で、 一般である。 一述なる。 一述な。 一述なる。 一述なる。 一述なる。 一述なる。 一述なる。 一述なる。 一	続を行い、生徒等への還付は既に完了している。 今年度以降については、学校法人への通知・事務手引等で適正な事務処理について周知するとともに、実績報告時等に生徒等への還付漏れがないか再度確認する。 また、例年実施している補助金等実態調査等の機会を捉え、還付状況の確認等、必要な指導を行っていく
学校法人菊池 女子学園 (私学振興課)	(諸手当の取扱いについて) 諸手当の取扱いについて、次の課題がある。 (1)諸手当規程の定めと異なる額を 支給しているもの、手当の支給根で となる書類を徴取せずに支給しているものが、複数ある。 (2)諸手当規程に定めのない手当を 支給しているものが複数ある。 規定と実態にかい離が生じとと まう、必要な規定の整備を行うとと もに、規定に基づき適正な事務処理 を行うよう指導すること。	と、根拠書類の確実な徴取を指導した。 法人としても問題点は認識しており、既に規程の改正に向けた専門家への相談や新規程案の作成等に着手している。 今後開催される臨時理事会を経て規程の整備が完了する予定であるため、引き続き定期的に状況の確

ツ振興事業団 ・ミズノグル 一プ (体育保健課) 施設利用の受付事務を担当する 職員が、利用者から徴収した利用料 金を着服する事案が発生している。 利用料金は県有施設の維持管理 に充当されるものであり、その取扱 いには大きな責任と信頼が求めら れることを踏まえ、再発防止策の徹 底や不正防止に向けた取組を継続 するよう指導すること。 行っ 動いに基	「適徹年号あの行、意た後園づ等止切底)でた確う網識。ものくのに事に3通っ立な粛」。ものくのに案つ月知てやど粛上 き理種二け	い1を、経の正に、続運報タて2発複理未び努善き営告リ、日出》事然がめ、熊に書ン	令寸し人務の设る 本関のグ和け、でに防員よ 県す点を3教利の関止をう 民る検通年体用チッカ	(第料ェトをめ指 総第5 と21金ツ研徹た導 運書地不01徴ク

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1)条例、法令、規則、通知、通達違反で事務執行不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3)予算の執行、財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意・重大な過失に起因する不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性、効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に是正・改善が必要であると認められるもの
- (7)前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの